



三鷹市立つつじヶ丘駐輪場ご利用案内

2021.12.1

※ご利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項を守ってください。

■ 利用時間・車種

利用時間: 定期利用・一時利用ともに24時間利用可

車種: 自転車(変形自転車・スタンドのない自転車は不可)/原動機付き自転車(50cc以下白ナンバー)

■ 係員巡回時間 ※更新機・精算機・問合せ用インターフォン(場内設置)は24時間利用可
月～土 6:30～9:30(日・祝・年末年始休)

■ 利用料金

| 区 分 | | 定期(月ぎめ)利用 /料金(円) | | | | | | 一時利用 |
|-----|-----|------------------|-------|--------|--------|-------|--------|------------------------|
| | | 三鷹市民(市内在住) | | | 三鷹市民以外 | | | |
| | | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | |
| 自転車 | 一般 | 1,500 | 4,500 | 9,000 | 1,700 | 5,100 | 10,200 | 入庫から 24時間ごと 100円 |
| | 学生等 | 1,200 | 3,600 | 7,200 | 1,400 | 4,200 | 8,400 | |
| 原付 | 一般 | 3,000 | 9,000 | 18,000 | 3,200 | 9,600 | 19,200 | 入庫から 24時間ごと 200円 |
| | 学生等 | 2,700 | 8,100 | 16,200 | 2,900 | 8,700 | 17,400 | |

■ 定期利用の新規申込み・返金を伴う解約・利用カード再発行(再登録)・契約内容変更等
上記の手続きはインターネットの専用フォームからお申込みください。

URL: https://www.mitaka.ne.jp/bicycle_parking/form/



※新規申込み時に、[①本人確認書類(住所証明の書類)と、②学生等料金適用の方は、その証明となる書類]の画像を添付していただきます。②学生等料金適用の方は、学生証、身体障がい者手帳、愛の手帳、生活保護受給者証などのご提示が必要です。

また、学生等料金適用の方は、毎年1月から3月頃、インターネット専用フォームにて、証明書の確認をします。確認後、引き続き学生等料金で利用できます。確認出来なかった場合は、以降一般料金に切り替わり、ご利用いただきます。

■ 定期利用の継続 : 利用期限月の21日から月末までに更新機で更新してください。

更新されない場合は自動的に解約となります。

■ 一時利用 : 24時間利用できます。ご利用の都度、発券機から券を取ってゲートから入場します。

退場時、精算機に券を投入し支払いを済ませてください。

管理会社 株式会社まちづくり三鷹 ☎0422-40-9669

(利用時間等)

・当駐輪場は、24時間開放するものとし、駐輪場巡回係員の配置時間は案内看板に記載します。

(定期(月ぎめ)利用の申込等)

- ・定期(月ぎめ)利用は、使用車種にかかわらず、申込順に、1人1台に限って、申込み受付をします。
- ・申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
- ・前項の受付の停止後は、当社指定の方法で空き待ち申込を受け付けます。その際、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときは申込順に通知します。ただし、特に別途対応のある場合は、掲示等でご案内します。三鷹市自転車安全講習会受講者は、受講番号/交付日をご記入ください。受講者は、空き待ちの際、優先されます。
- ・前項の通知後3日を経過しても定期(月ぎめ)利用の申込がないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知します。通知方法は葉書・電話・メールのいずれかになります。

(定期(月ぎめ)利用手続及び利用料金等)

- ・定期(月ぎめ)利用の申込及び契約の手続は、当社の定めた方式によるものとします。
- ・契約期間及びこれに対応する定期(月ぎめ)利用料金は、利用案内看板に記載します。
- ・契約手続を終えた方には、駐輪シールを交付します。駐輪シールは自転車後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付してください。
- ・定期利用カードおよび駐輪シールは、他人には譲渡または貸し出しできません。
- ・定期(月ぎめ)利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り月単位で残金を払い戻します。

(定期(月ぎめ)利用契約の更新)

- ・定期(月ぎめ)利用契約の更新は、原則として期間満了の月の21日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- ・利用期限月の末日を10日過ぎても利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。
- ・学生等料金適用の方は、毎年1月～3月頃、当社指定の方法で証明書の確認をします。また、特に別途対応のある場合は、掲示等でご案内します。

(定期利用カード等の再交付等)

- ・定期(月ぎめ)利用カード及び駐輪シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合以外は、再交付しません。
- ・定期(月ぎめ)利用カード及び駐輪シールの紛失に起因する損害については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。

(駐輪シール等の返却)

- ・利用者は、定期(月ぎめ)利用契約を解約したときは、駐輪シールを手元で処分してください。

(自転車等の盗難、破損等)

- ・当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありません。駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の災害、事故にかかる損失については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。

(利用上の注意)

- ・ご利用に際しては、場内掲示の案内・当規約を遵守して、安全に注意してご利用ください。
- ・利用者は、駐輪場所の指定どおり、自転車等を所定の場所に正しく駐輪してください。
- ・利用者は、盗難等防止のため自転車等に頑丈な錠を備えるようにし、駐輪場においては確実に施錠するものとします。
- ・場内は自転車等からおりて歩いてください。
- ・ゲート不具合時等、別の交通機関を使用した場合の費用弁償はいたしません。
- ・利用者は、駐輪場内で、火気の使用又はゴミ、汚物の散逸など管理上支障となる行為をしないでください。(防犯カメラ作動中)
- ・利用者が、故意又は重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の自転車等又は人身に損害を与えたときは、その損害を弁償していただく場合があります。
- ・駐輪場の利用について不正があったときは、以後の利用を禁止します。
- ・更新期限を過ぎ、7日を越えて駐輪してある自転車等は、放置自転車として撤去の対象となります。また、一時利用での連続利用日数は7日以内です。
- ・駐輪場内で他の利用者の迷惑となるような不適切な行為等、または、管理会社及び係員の指示に従っていただけない場合は駐輪場の利用をお断りすることがあります。
- ・その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例施行規則によります。

定期利用 新規申込みについて

- ・(株)まちづくり三鷹ホームページ内にある手続き専用フォームよりお申込みください。
URL: https://www.mitaka.ne.jp/bicycle_parking/form/
その際、本人確認できる証明書等の画像を添付していただきます。
- ・市民料金適用を希望される方は、申込時に住所確認ができる本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の画像を添付してください。
- ・学生等料金適用を希望される方は、申込時に学生証、合格証、身体障がい者手帳、生活保護受給者証などの証明書類の画像を添付してください。
- ・申込み受付後、担当者より連絡いたします。登録済カードを受け取り次第、案内に記載されている指定の利用開始期限日までに、ご自身で駐輪場内設置の定期利用更新機へ利用料を入金し、定期利用を開始してください。
- ・カードを受け取り後、お支払いの日付によっては当月利用開始となる場合がございます。

(毎月1日から20日の間に支払うと、その日から当月利用開始/
毎月21日から月末までの間に支払うと、翌月1日から利用開始)

- ・定期利用カードは、専用カードかご自身の交通系ICカードかいずれかお選びいただけますが、ご自身の交通系ICカードで利用する場合は、初回の登録のために、まちづくり三鷹窓口(三鷹産業プラザ2階)までご来社いただく必要があります。専用カードで利用する場合は郵送いたします。

(初回のお支払いについて)

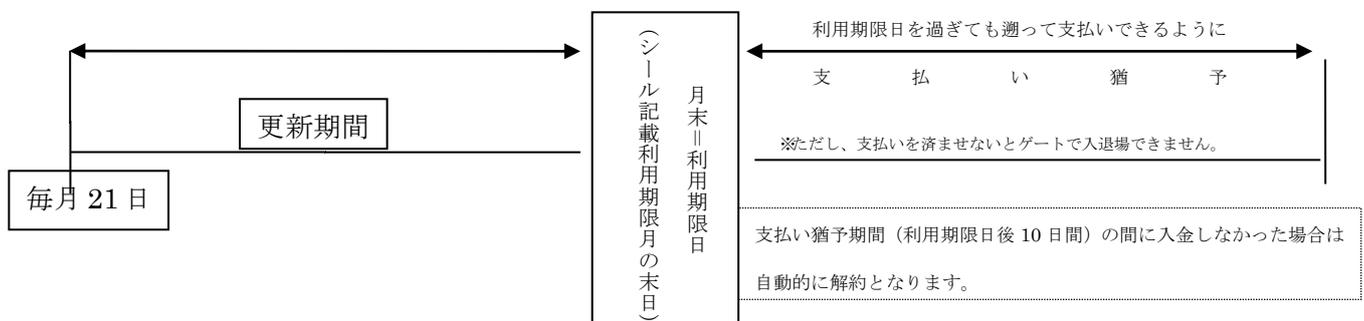
- ・指定の利用開始期限日までに更新機へ定期利用料をお支払いください。初回の入金をしないまま期限を過ぎますと自動的に解約となります。
- ・更新機から発行される駐輪シールには利用期限日が記載されています。
- ・必ずご確認の上、後輪泥除けなど自転車の見えやすい位置に貼ってください。

【定期利用の継続利用方法(更新)について】

- ・利用期限月の21日から末日までに更新機へ利用料をお支払いいただくことで、利用を継続することができます。
- ・定期利用の継続更新は、駐輪場に設置してある更新機で、必要な月数(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月から都度選択可)の利用料金をお支払いください。
- ・利用期限日(利用期限月の月末)が過ぎてから10日後までに入金されなかった場合は、自動解約となりますのでご注意ください。(利用期限日は駐輪シールでお確かめください)。その後の利用を希望される場合は、再度新規の申込み手続きをしていただく必要があり、満車の場合は「空き待ち」となります。

定期利用の更新(ご入金)について

- ・更新機の利用時間:24時間利用可能です。
- ・利用期間は、更新(入金)時に、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月から都度選ぶことができます。
- ・利用期間は、毎月1日から月末までを1ヶ月とします。
- ・現金・電子マネーでの支払いができます。(クレジットカード支払いは不可)
- ・駐輪シール、つり銭、領収書の取り忘れにご注意ください。



定期利用カード(駐輪場専用カード・登録済交通系ICカード)の取扱について

- ・定期利用カードの取扱には十分ご注意ください。折り曲げたり、高温の場所に置いたりしないでください。
- ・定期利用カードは契約者(利用申込者)以外の方に譲渡、または貸与できません。
- ・交通系ICカードでご利用の方が紛失・盗難・破損した場合は、直ちにご自身で鉄道会社までご連絡ください。
- ・定期利用カードを紛失・盗難・破損した場合は専用申込みフォームから再発行(再登録)の手続きが必要です。紛失・破損(故意)による再発行(再登録)には手数料500円がかかります。再発行(再登録)後、更新機にお支払いいただきます。

【定期利用の途中解約について】

残日数が1か月以上ある場合(返金あり)

・契約途中の解約は、所定の手続きが必要です。返金が発生する場合は、1ヶ月単位で残金を計算し返金します。(日割り計算での返金はありません。)

・返金がある場合は、まず専用フォームからお申込みください。URL:https://www.mitaka.ne.jp/bicycle_parking/form/
その後担当者より連絡いたします。申請日の翌々月5日(金融機関が休業日の場合はその翌営業日)に利用者指定の口座へ振込みます。

残日数が1か月以上ない場合(返金なし) 特に手続きは必要ありません。

入場方法について

入場方法

定期利用

- 

前輪を足元の識別機に通過させてください。
- 

定期券を「定期券パネル」に当ててください。
- 

ゲートバーを押して入場してください。

・入場ゲートでは、自転車等の前輪を足元の識別機(センサー)を通過させてから、定期券パネルに定期利用カードを当ててください。

その際に、定期利用カードを他のICカードと一緒に定期券パネルに当てると、データ読み取りに不具合が生じ、ゲート操作ができない場合があります。

エラーが生じた場合は、あわてず一度自転車等を黄色線まで戻してゲート機器をリセットしてください。

・自転車等なしで入退場される場合は、定期利用カードで場ゲートを通らず、「歩行者用出入り口」をご利用ください。

※定期利用カードで自転車等の入退場のデータ管理をしています。一度退場処理をすると、次に自転車等で退場しようとしたときに出られなくなりますのでご注意ください。

駐輪方法について

・場内では、定期利用専用の駐輪区画に停めてください。大型自転車やタイヤの小さな自転車、また体のご不自由な方は、優先駐輪スペース「思いやりゾーン」をご利用ください。

・タイヤの形状などによる不安定な状態の駐輪とならないよう、場内の安全にご配慮ください。

・駐輪場利用時、何かお困りの際は、インターフォンにてサポートセンターへご連絡ください。(24時間対応)
インターフォンは、更新機および出口ゲート認証機(定期券パネルのある機械)に設置しています。

退場方法について

退場方法

定期利用

- 

定期券を「定期券パネル」に当ててください。
- 

ゲートバーを押して退場してください。

・自転車等なしで退場される場合は、歩行者用出入り口をご利用ください(定期利用カードで入退場のデータ管理をするため。)

・退場時、歩行者・自動車などにご注意ください。